



すべての人の **FIRST BEST** に

第26期 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2021年5月28日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階
「31Builedge 霞が関プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件



目次	■ 招集ご通知	P02
	■ 株主総会参考書類	P03
	(添付書類)	
	■ 事業報告	P07
	■ 連結計算書類	P25
	■ 計算書類	P28
	■ 監査報告	P31

株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権
行使期限**

2021年5月27日（木曜日）
午後6時まで

お知らせ

経営近況報告会は今回も開催いたしませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ



代表取締役社長

大垣内 剛

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第26期（2021年2月期）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当社をめぐる経営環境においても新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、主力事業である水まわり緊急修理サービス事業では、2020年4月から5月に発令された緊急事態宣言期間中におきまして緊急性を要しない修理依頼の減少が生じました。しかし解除後の6月以降は拡大前の水準へと回復しており、引き続き住宅の老朽化に伴う水まわりの修理の需要が底堅く推移しております。

このような環境のなか、当社グループは、生活救急サービスを検索できるポータルサイト「E P A R K 暮らしのレスキュー」の運営、様々な検索ポータルサイトとの連携を実現した店舗・施設向けホームページサービス「ローカルプレイス」のうち生活救急領域の広告販売を行っている株式会社E P A R K 暮らしのレスキューの株式を取得し子会社化いたしました。

結果として、当期は増収となったものの、継続して実施している採用・教育費用の増加、新人サービススタッフの増加に伴う生産性・採算性の低下等の影響により減益となりました。

2022年2月期は、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響が続くと予測されます。引き続き水まわりの緊急トラブルの解消や製品の販売・修理などの既存サービスに加え、新サービスの拡充、知名度向上、業務提携の強化、現場サービススタッフの教育等を進めてまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りたく、心より御願い申し上げます。

証券コード 6173

2021年5月13日

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表取締役社長 大 垣 内 剛

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「31Builedge 霞が関プラザホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際しまして提出すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <http://www.aqualine.jp/>

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款21. 任期の取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
1. ～20. (条文省略)	1. ～20. (現行どおり)
21. 任期 (1) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) (条文省略)	21. 任期 (1) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) (現行どおり)
22. ～47. (条文省略)	22. ～47. (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、さらなる経営体制の強化を図るため、新任取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1	おおこうち たけし 大 垣 内 剛 (満47歳)	再 任	代表取締役社長	100% (15回／15回)
2	たに がみ じゅん こ 谷 上 淳 子 (満48歳)	再 任	取締役営業部長	100% (15回／15回)
3	か とう のぶ かつ 加 藤 伸 克 (満47歳)	再 任	取締役経営企画部長	100% (15回／15回)
4	やま もと ひさ き 山 本 寿 樹 (満61歳)	新 任	ミネラルウォーター 事業部長	—
5	こ もり みつ よし 小 森 光 嘉 (満50歳)	再 任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (15回／15回)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者
番号

1

お お こ う ち たけし
大 垣 内 剛

再 任

生年月日

1973年6月14日（満47歳）

取締役在任年数

25年6ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

1,076,900 株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 11月 有限会社アクアライン（現当社）設立 代表取締役社長（現任）
2017年 5月 リモデルコンシェルジュ株式会社 代表取締役社長
2020年 9月 株式会社E P A R K からのレスキュー 代表取締役社長

候補者
番号

2

た に が み じゅん こ
谷 上 淳 子

再 任

生年月日

1972年12月12日（満48歳）

取締役在任年数

10年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

18,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 1月 ココラホーム有限会社入社
2000年 1月 株式会社ジオン入社
2000年 9月 当社入社
2007年 11月 業務部長
2008年 10月 営業部長
2011年 5月 取締役営業部長（現任）

候補者
番号

3

か と う の ぶ かつ
加 藤 伸 克

再 任

生年月日

1973年9月12日（満47歳）

取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

15,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 10月 株式会社クラシアン入社
2002年 8月 株式会社ワールドメンテ（現当社）入社
2008年 3月 営業企画部課長
2009年 7月 業務部長
2011年 5月 法人営業部長
2015年 4月 経営企画部長
2018年 5月 取締役経営企画部長（現任）

候補者
番号

4

やま もと ひさ き
山 本 寿 樹

新任

生年月日
1959年10月3日（満61歳）
所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 合同酒精株式会社（現オエノンホールディングス株式会社）入社
1988年 9月 大王製紙株式会社入社
2002年 4月 株式会社オフテクス入社 執行役員東京支社長
2005年 3月 株式会社シーテック（現アプト株式会社）入社 取締役営業部長
2009年 8月 株式会社N X入社 営業部長
2011年 9月 当社入社
2015年 4月 法人営業部長
2019年 3月 ミネラルウォーター事業部長（現任）

候補者
番号

5

こ もり みつ よし
小 森 光 嘉

再任 **社外取締役** **独立役員**

生年月日
1970年10月31日（満50歳）
取締役在任年数
2年（本株主総会最終結）
取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 3月 東京大学理学部卒業
1997年 3月 東京大学文学部卒業
2004年 11月 司法試験合格
2006年 10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）石寄・山中総合法律事務所
2018年 1月 同事務所パートナー弁護士就任（現任）
2019年 5月 当社取締役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大垣内剛氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 小森光嘉氏は社外取締役の候補者であります。
4. 小森光嘉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
小森光嘉氏につきましては、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に反映することが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 当社は、小森光嘉氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の保険期間は1年間であり、更新する予定であります。

以 上

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、依然として厳しい状況が続いております。このところ持ち直しの動きも見られたものの、感染者数の増加傾向が見受けられ今後も先行きは予断を許さない状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化という人口構造の変化により、新規住宅着工戸数の減少が予測されており、既存住宅の平均築年数は上昇しております。そのため、住宅の老朽化と共に、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増える傾向にあります。

このような環境のもとで、当社グループは、生活救急サービスを検索できるポータルサイト「E P A R K ぐらしのレスキュー」(旧・E P A R K レスキュー)の運営、様々な検索ポータルサイトとの連携を実現した店舗・施設向けホームページサービス「ローカルプレイス」のうち生活救急領域の広告販売を行っている株式会社E P A R K ぐらしのレスキュー(旧・株式会社E P A R K レスキュー)の株式を取得し子会社化いたしました。

当連結会計年度は、主力事業であります水まわり緊急修理サービス事業では、2020年4月から5月に発令された緊急事態宣言期間中におきまして緊急性を要しない修理依頼の減少が生じましたが、解除後の6月以降は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準へと回復いたしました。8月以降は中途採用活動に注力し現場サービススタッフの採用数は計画を大幅に上回りました。ミネラルウォーター事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により販売が大きく落ち込みましたが、備蓄用の保存水の販売は堅調に推移しました。フィットネス事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、パーソナルトレーニングジムの営業を自粛いたしました。現在は営業を再開しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,025,332千円(前年同期比0.3%増)となりました。営業損失は、のれん償却額の計上等により446,972千円(前年同期は17,396千円の営業損失)、経常損失は440,708千円(前年同期は18,982千円の経常損失)、減損損失267,670千円の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失は645,130千円(前年同期は34,949千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

各事業部門の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、株式会社E P A R K ぐらしのレスキューの株式を取得し子会社化したことに伴い、報告セグメントに「広告メディア事業」を追加しております。

また、当連結会計年度において、従来「ヘルスケア事業」としていた報告セグメントの名称を「フィットネス事業」に変更しております。

・水まわり緊急修理サービス事業

2020年4月から5月に発令された緊急事態宣言期間中におきまして緊急性を要しない修理依頼の減少が生じましたが、解除後の6月以降は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準へと回復いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に努める一方で、8月以降中途採用活動に注力し現場サービススタッフの採用数は計画を大幅に上回りました。しかしながら、採用・教育費用の増加、新人サービススタッフの増加に伴う生産性・採算性の低下等により費用が増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は5,243,807千円（前年同期比2.8%増）、営業損失は229,392千円（前年同期は46,780千円の営業損失）となりました。

・広告メディア事業

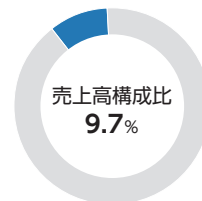
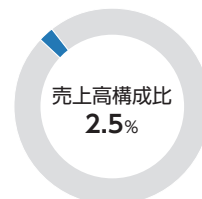
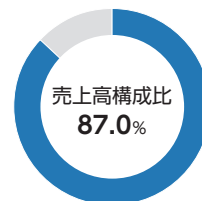
生活救急サービスを検索できるポータルサイト「E P A R K ぐらしのレスキュー」（旧・E P A R K レスキュー）の加盟店募集、入電数増加に注力いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は151,474千円、営業損失は234,870千円となりました。

・ミネラルウォーター事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、特にホテル、大学等への販売が大きく落ち込みましたが、備蓄用の保存水の販売は堅調に推移しました。

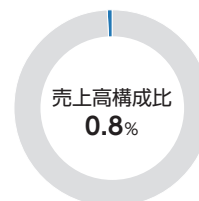
以上の結果、当事業の売上高は581,657千円（前年同期比31.7%減）、営業利益は24,861千円（前年同期比42.6%減）となりました。



・フィットネス事業

健康志向の高まりを背景に水まわり緊急修理サービス事業で培った「サービス力」を活かしてパーソナルトレーニングジムを2店舗運営しております。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、営業を自粛いたしましたが、現在は営業を再開しております。

以上の結果、当事業の売上高は48,393千円（前年同期比12.1%減）、営業損失は7,577千円（前年同期は15,806千円の営業損失）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は211,924千円であり、その主なものは、営業用車両の取得114,506千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、運転資金として、金融機関より370,000千円の短期借入、700,000千円の長期借入の資金調達を行いました。

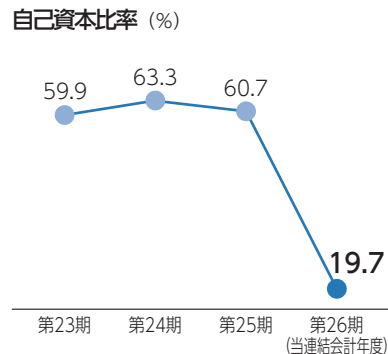
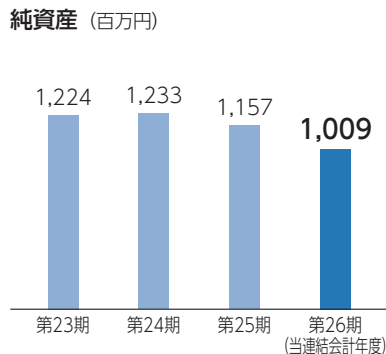
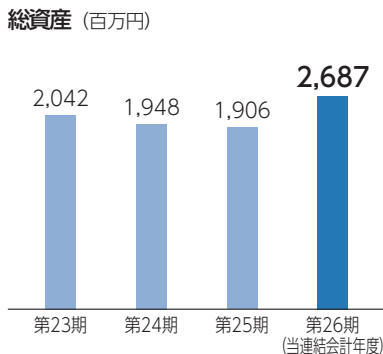
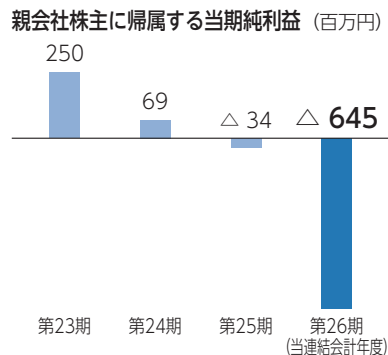
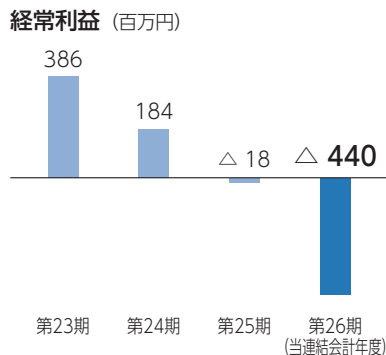
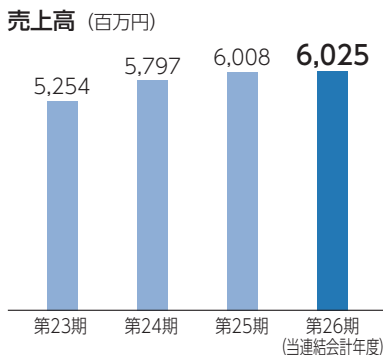
2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2018年2月期)	第24期 (2019年2月期)	第25期 (2020年2月期)	第26期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高（千円）	5,254,271	5,797,495	6,008,465	6,025,332
経常利益又は経常損失（△）（千円）	386,324	184,626	△18,982	△440,708
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	250,740	69,014	△34,949	△645,130
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	128.59	33.97	△17.20	△320.81
総資産（千円）	2,042,634	1,948,404	1,906,888	2,687,706
純資産（千円）	1,224,548	1,233,498	1,157,901	1,009,689
1株当たり純資産額（円）	602.92	606.94	569.74	264.81

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2018年2月期)	第24期 (2019年2月期)	第25期 (2020年2月期)	第26期 (当事業年度) (2021年2月期)
売上高 (千円)	5,250,342	5,734,972	5,946,511	5,855,439
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	407,657	239,128	9,314	△254,869
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	272,193	26,956	△40,338	△547,298
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	139.59	13.27	△19.85	△272.16
総資産 (千円)	2,063,614	1,928,465	1,893,791	2,203,828
純資産 (千円)	1,246,001	1,235,535	1,154,550	623,126
1株当たり純資産額 (円)	613.48	607.94	568.09	312.14



3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社に関する事項

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社E P A R K ぐらしのレスキュー	90,000千円	51%	インターネット広告
株式会社アーム	3,000千円	100%	トレーニングジム運営

4. 対処すべき課題

主力事業である水まわり緊急修理サービス事業においては、「修理業」ではなく「サービス業」として自らを位置づけ、サービススタッフを正社員で雇用することにより、研修の充実、教育の徹底、人員確保に注力し、他社との差別化を図ってまいりました。今後も、時代と共に変化する、お客様のニーズに対応できるよう、個々のサービススタッフの技術力及びサービス品質並びに営業力の向上に努め、より良いサービスの提供により、お客様の信頼を高められるよう努めます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられているなか、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務のスリム化に取り組み、スケールメリットを追求することで、販管費を相対的に抑制し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② スtockビジネス強化による収益安定化

当社グループでは、主力事業の水まわり緊急修理サービス事業がスポットビジネスであるのに対し、ミネラルウォーター事業はクライアント数や契約数を蓄積するストックビジネスとして事業を拡大しており、収益安定化を目指しております。ミネラルウォーターの事業については、大学・ホテルを中心にクライアント数を伸ばしておりますが、今後は、新規クライアント獲得に注力する一方、既存クライアントの満足度を上げリピート購入増加を目指し様々な営業展開を行ってまいります。

③ 人材の確保・育成

水まわり緊急修理サービス事業の継続的な拡大には、サービススタッフの人員増加が必要不可欠であるため、当社は中期事業計画の人員計画に基づき計画的な採用を行っており、新卒社員やシニア層の積極採用も行っております。また、お客様のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した優秀な人材を常時確保しておく必要があります。そのため、入社後は従業員の技術研修・サービスマナー教育を定期的を実施し、人材の育成に注力してまいります。これらの研修を通して、サービススタッフ一人一人が仕事にやりがいを感じられるような教育を行うと共に、キャリアアップの機会の提供及び職場環境の整備に力を入れることにより、定着を促す方針であります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事項等について

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度の損失額に重要性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

継続企業の前提に関する重要な疑義又は状況が存在しておりますが、当連結会計年度末において、財務面では当面の間の運転資金が十分に賄える状況であり安定性は確保されていると考えております。また、営業面では特に水まわり緊急修理サービス事業におきまして、既存サービスに加え、新サービスの拡充、知名度向上、業務提携の強化、現場サービススタッフの教育等を進め、収益安定性の向上、生産性・効率性の向上を図ってまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

5. 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

事業区分	事業内容
水まわり緊急修理サービス事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービス
広告メディア事業	インターネット広告、生活メディア運営
ミネラルウォーター事業	ミネラルウォーターの販売・ウォーターディスペンサーの取扱い
フィットネス事業	トレーニングジムの運営

6. 主要な営業所（2021年2月28日現在）

① 当社

広島本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
大阪事務所	大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号

② 子会社

株式会社E P A R K ぐらしのレスキュー	本社：東京都港区虎ノ門一丁目2番18号
株式会社アーム	本社：東京都渋谷区渋谷一丁目10番7号

7. 従業員の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況 388名

（注）従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383名	61名増	40.4歳	4.0年

（注）従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	248,784千円
株式会社三井住友銀行	176,669
城南信用金庫	161,600
株式会社きらぼし銀行	86,672
株式会社みずほ銀行	32,466

2 株式の状況 (2021年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 6,400,000株

2. 発行済株式の総数 2,032,600株

3. 株主数 707名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大垣内 剛	1,076,900株	53.9%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	181,400	9.1
大垣内 好江	125,000	6.3
アクアライン従業員持株会	91,300	4.6
MSIP CLIENT SECURITIES	45,200	2.3
株式会社ポイントラグ	33,300	1.7
楽天証券株式会社	23,700	1.2
有限会社ヒロ・コーポレーション	20,000	1.0
株式会社スマートソーシング・ジャパン	19,000	1.0
谷上 淳子	18,200	0.9

(注) 持株比率は自己株式 (36,316株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大垣内 剛	
取締役	谷上 淳子	営業部長
取締役	加藤 伸克	経営企画部長
取締役	小森 光嘉	石寄・山中総合法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	大江 隆	
監査役	石井 睦子	株式会社いしい事務所代表取締役社長
監査役	小野 博	

- (注) 1. 取締役小森光嘉氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び監査役小野博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小森光嘉氏、常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び小野博氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 2020年5月31日をもって、取締役（管理本部長）小林寿之氏は、辞任により退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	67,969千円 (3,600)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,840 (9,840)
合計 (うち社外役員)	8 (4)	77,809 (13,440)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年5月30日開催の第22期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小森光嘉氏は、石巻・山中総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	小森 光嘉	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
常勤監査役	大江 隆	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会19回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	石井 睦子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会19回のうち18回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	小野 博	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会19回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役小森光嘉氏及び監査役石井睦子氏並びに監査役小野博氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

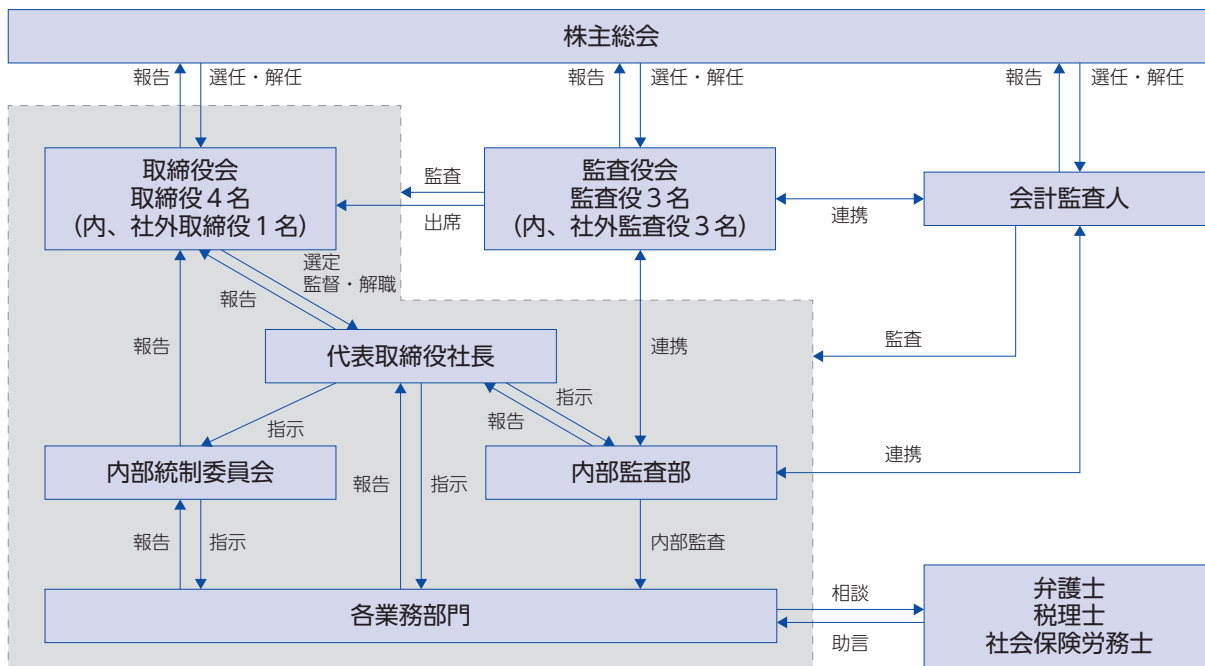
6 会社の体制及び方針

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。

その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。



2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 代表取締役社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役および監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析および評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析および評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

⑤ 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

⑦ 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに内部監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、当事業年度において、インサイダー取引防止のための教育及び個人情報に関する教育を重点的に行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としております。当期の配当につきましては、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後については、経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第25期 2020年2月29日 現在	第26期 2021年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	1,428,575	1,562,342
現金及び預金	729,735	896,669
売掛金	365,515	429,484
商品及び製品	10,916	16,098
原材料及び貯蔵品	148,626	186,995
前払費用	132,113	26,730
未収還付法人税等	31,290	—
その他	11,212	6,625
貸倒引当金	△834	△261
固定資産	478,313	1,125,363
有形固定資産	319,907	139,930
建物	39,939	253
車両運搬具	65,652	23,174
リース資産	184,889	116,486
その他	29,426	15
無形固定資産	32,901	832,256
のれん	—	728,284
ソフトウェア	29,052	19,982
その他	3,849	83,989
投資その他の資産	125,503	153,176
投資有価証券	1,826	54,637
繰延税金資産	22,340	—
その他	110,794	107,936
貸倒引当金	△9,456	△9,397
資産合計	1,906,888	2,687,706

科 目	(ご参考) 第25期 2020年2月29日 現在	第26期 2021年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	599,897	975,034
買掛金	118,626	103,567
短期借入金	—	86,600
一年内返済予定借入金	15,000	162,997
リース債務	57,428	84,580
未払金	324,020	457,000
未払法人税等	—	597
工事補償引当金	1,375	1,520
その他	83,446	78,171
固定負債	149,089	702,981
長期借入金	11,250	456,594
リース債務	137,839	206,228
繰延税金負債	—	40,158
負債合計	748,987	1,678,016
純資産の部		
株主資本	1,157,901	490,079
資本金	280,309	280,309
資本剰余金	200,309	200,309
利益剰余金	677,984	32,854
自己株式	△702	△23,393
その他の包括利益累計額	—	38,565
その他有価証券評価差額金	—	38,565
非支配株主持分	—	481,044
純資産合計	1,157,901	1,009,689
負債純資産合計	1,906,888	2,687,706

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第25期 2019年 3 月 1 日から 2020年 2 月29日まで	第26期 2020年 3 月 1 日から 2021年 2 月28日まで
売上高	6,008,465	6,025,332
売上原価	3,405,416	3,437,550
売上総利益	2,603,049	2,587,782
販売費及び一般管理費	2,620,446	3,034,754
営業損失 (△)	△17,396	△446,972
営業外収益	1,049	18,142
受取利息	135	225
受取配当金	6	6
受取手数料	252	—
保険差益	271	1,672
助成金収入	—	13,804
その他	383	2,433
営業外費用	2,634	11,878
支払利息	1,719	6,497
支払手数料	52	2,157
支払補償費	610	2,603
リース解約損	14	—
その他	237	620
経常損失 (△)	△18,982	△440,708
特別利益	33	19
固定資産売却益	33	19
特別損失	18,512	268,186
固定資産売却損	5	28
固定資産除却損	541	488
減損損失	17,965	267,670
税金等調整前当期純損失 (△)	△37,460	△708,874
法人税、住民税及び事業税	7,052	3,099
法人税等調整額	△9,563	15,611
当期純損失 (△)	△34,949	△727,586
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	—	△82,455
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△34,949	△645,130

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2020年3月1日から2021年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	280,309	200,309	677,984	△702	1,157,901
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△645,130	—	△645,130
自己株式の取得	—	—	—	△22,690	△22,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△645,130	△22,690	△667,820
当期末残高	280,309	200,309	32,854	△23,393	490,079

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	—	1,157,901
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	△645,130
自己株式の取得	—	—	—	△22,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,565	38,565	481,044	519,609
当期変動額合計	38,565	38,565	481,044	△148,211
当期末残高	38,565	38,565	481,044	1,009,689

計算書類

貸借対照表

科 目	(ご参考) 第25期 2020年2月29日 現在	第26期 2021年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	1,421,014	1,309,699
現金及び預金	724,031	657,100
売掛金	365,357	404,262
商品及び製品	10,722	15,958
原材料及び貯蔵品	148,623	186,991
前払費用	130,574	25,683
その他	42,539	19,827
貸倒引当金	△834	△125
固定資産	472,776	894,128
有形固定資産	319,343	139,661
建物	39,481	0
車両運搬具	65,652	23,174
工具、器具及び備品	29,320	0
リース資産	184,889	116,486
無形固定資産	32,901	5,383
ソフトウェア	29,052	1,533
その他	3,849	3,849
投資その他の資産	120,531	749,084
投資有価証券	1,316	53,127
関係会社株式	510	598,974
出資金	160	170
長期貸付金	5,144	5,144
従業員に対する長期貸付金	592	344
関係会社長期貸付金	60,000	60,000
破産更生債権等	1,435	1,522
長期前払費用	15,838	14,400
繰延税金資産	22,340	—
差入保証金	79,173	81,339
その他	3,477	3,459
貸倒引当金	△69,456	△69,397
資産合計	1,893,791	2,203,828

科 目	(ご参考) 第25期 2020年2月29日 現在	第26期 2021年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	590,150	904,632
買掛金	118,524	103,546
短期借入金	—	45,000
一年内返済予定借入金	15,000	162,997
リース債務	57,428	84,580
未払金	322,674	432,692
未払費用	4,674	5,545
未払法人税等	—	2,645
未払消費税等	31,377	27,003
前受金	547	2,268
預り金	38,547	36,832
工事補償引当金	1,375	1,520
固定負債	149,089	676,068
長期借入金	11,250	456,594
リース債務	137,839	206,228
繰延税金負債	—	13,245
負債合計	739,240	1,580,701
純資産の部		
株主資本	1,154,550	584,561
資本金	280,309	280,309
資本剰余金	200,309	200,309
資本準備金	200,309	200,309
利益剰余金	674,633	127,335
利益準備金	960	960
その他利益剰余金	673,673	126,375
繰越利益剰余金	673,673	126,375
自己株式	△702	△23,393
評価・換算差額等	—	38,565
その他有価証券評価差額金	—	38,565
純資産合計	1,154,550	623,126
負債純資産合計	1,893,791	2,203,828

(単位：千円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第25期 2019年 3 月 1 日から 2020年 2 月29日まで	第26期 2020年 3 月 1 日から 2021年 2 月28日まで
売上高	5,946,511	5,855,439
売上原価	3,348,446	3,317,264
売上総利益	2,598,064	2,538,174
販売費及び一般管理費	2,589,824	2,813,014
営業利益又は営業損失 (△)	8,239	△274,839
営業外収益	3,569	31,755
受取利息	820	912
受取配当金	6	6
受取手数料	2,122	20,625
保険差益	271	1,672
助成金収入	—	7,854
その他	348	685
営業外費用	2,495	11,785
支払利息	1,611	6,415
支払手数料	52	2,157
支払補償費	610	2,912
リース解約損	14	—
その他	206	300
経常利益又は経常損失 (△)	9,314	△254,869
特別利益	33	19
固定資産売却益	33	19
特別損失	52,452	268,158
固定資産売却損	5	—
固定資産除却損	541	488
貸倒引当金繰入額	40,000	—
減損損失	—	267,670
抱合せ株式消滅差損	11,905	—
税引前当期純損失 (△)	△43,104	△523,007
法人税、住民税及び事業税	6,797	1,950
法人税等調整額	△9,563	22,340
当期純損失 (△)	△40,338	△547,298

株主資本等変動計算書（2020年3月1日から2021年2月28日まで）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	280,309	200,309	200,309	960	673,673	674,633	△702	1,154,550
当期変動額								
当期純損失	—	—	—	—	△547,298	△547,298	—	△547,298
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△22,690	△22,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△547,298	△547,298	△22,690	△569,989
当期末残高	280,309	200,309	200,309	960	126,375	127,335	△23,393	584,561

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	—	—	1,154,550
当期変動額			
当期純損失	—	—	△547,298
自己株式の取得	—	—	△22,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	38,565	38,565	38,565
当期変動額合計	38,565	38,565	△531,423
当期末残高	38,565	38,565	623,126

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 原 晃 生 ㊞

公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクアラインの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 原 晃 生 ㊞

公認会計士 下 平 雅 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの2020年3月1日から2021年2月28日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月20日

株式会社アクアライン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）大 江 隆 ㊟

社外監査役 石 井 睦 子 ㊟

社外監査役 小 野 博 ㊟

以 上

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

[illegible]

